

■市民の皆様からいただいた「市長への手紙」に対する、回答の内容をまとめました。

○対象となった市長への手紙 : 8件 (ただし、匿名等で回答していない市長への手紙は除く。)
 うち回答済みの件数 : 8件
 うち回答作成中の件数 : 0件
 ○対象とならなかった市長への手紙 : 31件 (匿名、回答不要、市政に直接関係のない内容のもの。)

■回答したもの (受付年月平成30年6月分)

※回答済みのものうち、1件は個人情報に関する趣旨となっているため、下記に内容を掲載しておりませんので御了承下さい。

対応状況凡例：○=手紙の内容に応じて対応済
 △=手紙の内容を検討中
 ×=手紙の内容に対応できない

| NO. | 種別 | 件名 | 要旨 | 対応 | | 所管課 |
|-----|-----|------------------------|--|--|----|----------------|
| | | | | 内容 | 状況 | |
| 1 | メール | 新しい公園新設要望について | 岸町に住む者です。 分譲地が増え、小さな子供も多く周りに住んでいます。 岸には子供たちが遊べる遊具のある公園が歩いて行けるところがありません。ぜひ、作っていただきたいです。 | 市内の全域に、お子様が自ら遊びに行ける広場があることは、まさに公園行政の理想であり、目標とするところでもあります。しかし、現実にはそうでない地域が多くあるのが実情です。 公園整備につきましては市の公園整備計画に基づき、市内全域における公園の必要性を勘案しながら順次進めておりますが、公園を整備するためには広い土地が必要となるなど、膨大な経費と時間がかかり、皆様の御希望どおりに公園を整備することが難しいことを、何とぞ御理解いただきますようお願いいたします。 ○○様のお住まいからは少し距離が離れておりますが、岸町には岸スポーツ広場や岸町のチビッコ広場など、お子様に遊んでいただくことができるスペースがありますので、御利用いただければと存じます。 外出が心地よい季節になります。休日には、ぜひ中央公園やSLのある中央小公園、大井川緑地なども御利用いただきますよう御案内いたします。 | × | 建設課 36-7187 |
| 2 | メール | 小学校敷地外周辺での保護者による喫煙について | 最近小学校で運動会がありました。 今島田市の小学校の敷地内では禁煙になっていると思いますがそれが影響してか敷地外(小学校外周)の門付近での保護者数人による喫煙が目立ちます。 それによる吸い殻のポイ捨ても酷くなっています。 | ○○様より御指摘をいただきました小学校校門付近での喫煙状況につきましては、地元住民の皆様にとっては、決して好ましい環境ではないものと存じます。 さて、今回のお申し出につきましては、早速学校関係者に対し、校門付近など学校敷地内へたばこの吸 | ○ | 環境課 35-3744 |

| | | | | | | |
|---|-----|-------------------------------|---|--|---|----------------|
| | | | <p>1番酷いのは受動喫煙で臭いが凄く周辺の住宅では窓を開けられない状態になっています。</p> <p>学校敷地内に限らず、周辺道路も禁煙には出来ないのですか？</p> <p>運動会の最中にも、この様な事があったので電話にて学校に申し入れましたが効果は無く意味がなかったのここに連絡しました。</p> <p>周辺住民としてはとても迷惑してますのでどうかしてください。</p> | <p>い殻等のポイ捨て禁止や喫煙を控える掲示を行うなど、保護者に対して喫煙に関する指導等を徹底するよう依頼いたしました。</p> <p>当市では、「島田市ごみのない美しいまちづくり条例」において、たばこの吸い殻等のポイ捨て禁止については、市民の皆様の責務として定めるなど、美しいまちづくりの推進に努めているところでございます。</p> <p>また、健康増進法第25条では、多くの皆様が利用する施設においては、その施設管理者が受動喫煙を防止するために、必要な措置を講じることについて努めるよう規定しています。この法律において、受動喫煙とは、室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わせることとしております。</p> | | |
| 3 | メール | 指定管理者への委託業務に市がフォローできる体制づくりの提言 | <p>昨日、自町内の方から金谷駅から田代の郷温泉伊太和里の湯への無料送迎バスが出ているとの情報を得ました。</p> <p>観光課に問合せると、指定管理者が独自のマイクロバスを出して、毎週火曜日に金谷方面の指定場所と伊太和里の湯間を運行しているとの回答でした。しかも、この運行は今年2月20日(火)から開始していて市にも情報提供されているが、市では広報もしていないとわかりました。</p> <p>そもそも伊太和里の湯は市が運営していて、利用客を増やすことにいろいろ手を尽くしていたはずですが。</p> <p>市は指定管理者に委託をしたら関係ないではなく、以前市が運行して廃止した金谷駅から田代の郷温泉線のコミュニティバスを、指定管理者が独自に利用客を増やす努力をして無料送迎バスを運行していることについて市がもっとフォローすべきと考えます。</p> <p>本件だけでなく、指定管理はいくつかあると思いますが、指定管理者が良くなるために市ができることは協力してあげられるよう、指定管理者等の委託時に市の業務としてフォローするよう要綱等を整備することを提言します。</p> | <p>今回の御提案に係る伊太和里の湯と金谷方面との無料送迎バスの運行については、指定管理者である静岡ビル保善株式会社が、金谷地区の市民の方を集客する目的とし、平成30年2月20日(火)から平成30年8月末までの試行的な取組みとして運行を開始しました。</p> <p>市民の皆様への周知の現状としては、伊太和里の湯館内におけるポスター掲示に加え、島田市いきいきクラブ連合会金谷支部、金谷庁舎、金谷南支所、夢づくり会館及び、みんくるの各施設に、ポスターを掲示しております。</p> <p>今回の御指摘を踏まえ、市のホームページ内、伊太和里の湯の『アクセス』ページに、無料送迎バスの御案内を掲載いたしました。</p> <p>今後は、市が指定管理者と協力して実施できる事項等について、市全体の指定管理者募集要項への記載等について検討を行います。</p> | ○ | 観光課 36-7394 |
| 4 | メール | ペットの保護につ | <p>犬猫・小動物の保護活動にかかわっている団体またはNPO等の情報を広報に載せていただきたい</p> | <p>〇〇様からの「犬猫・小動物の保護活動に関わっている団体又はNPO等の情報を広報に載せていただき</p> | ○ | 環境課 35-3744 |

| | | | | | | |
|--|--|----|---|---|--|--|
| | | いて | <p>す。</p> <p>また、島田市が殺処分に関しての意見を掲載して頂けると嬉しいです。現在の活動または今後の取り組みなど・・・</p> | <p>たい」というお問合せについてですが、広報しまだにおける「しまだ情報」のコーナーには、市からのお知らせとして定期的に動物愛護に関する啓発記事を掲載しています。また不定期ではありますが、動物の保護活動について関係団体の紹介を特集記事として併せて掲載しております。</p> <p>加えて「掲示板」というコーナーがございますので、同様の団体又はNPO等から掲載依頼があった場合は、こちらに掲載が可能です。ただし、紙面に限りがあることから、広報紙の持つ公共性や公益性を踏まえ、掲載の優先順位や可否を判断させていただいております。</p> <p>なお、無責任な飼い主等から飼えなくなった動物を団体等に押し付けられることにより、保護活動に関わる団体等の事業が成り立たなくなる場合も考えられますので、市からの積極的なPRは行なっておりません。</p> <p>次に、「殺処分に関しての市の意見、現在の活動又は今後の取組」などの広報紙への掲載についてですが、市では、毎年、動物愛護週間の時期に合わせ、動物の適正飼育についての取組、啓発記事などを広報しまだ9月号に掲載しております。今年度も引き続き掲載する予定であります。</p> <p>犬・ねこの殺処分については、静岡県が平成25年度に静岡県動物愛護管理推進計画を策定し、殺処分の減少に努めているところでございます。当市としても、こうした不幸な動物を減少させることは重要な取組事項であると考えており、飼いねこ適正飼育補助金交付事業やTNR事業（地域からの申請により、野良ねこの不妊手術を行い、その後、地域に戻し一代限りの命を全うさせる活動）など、動物ボランティアの皆様の御協力をいただきながら、積極的に進めております。</p> <p>今後も、飼主責任をより明確にすることで、殺処分される動物を減少させるよう啓発に努めていくとともに、更なる動物の適正飼育に努めてまいりますので、何とぞ御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。</p> | | |
|--|--|----|---|---|--|--|

| | | | | | | |
|---|-----|-----------------------------|--|---|---|-------------------|
| 5 | メール | 不妊治療費助成制度の対象者 条件について不満があります | <p>不妊治療の助成金を申請させて下さい！ 条件の中に島田市市民になってから一年以上経過してからの治療でないと申請できないとなっています。</p> <p>一年以上経過してからの申請なら理解できますが、これでは転入前の市にも島田市にも申請できません。</p> <p>制度の落とし穴による申請難民です！！ 島田市への転入に関しては『島田市に住もう応援奨励金』に感心を持ち決めました。</p> <p>転入時期は奨励金制度を利用する条件を満たす為に〇月〇日になりました。</p> <p>まさか島田市の助成制度にそのような条件があるとも知らず…非常に残念でがっかりしました。</p> <p>担当の方からお電話で残念な結果を聞いた時は、担当の方の事務的な物言いも重なり悲しくて泣けてきました。</p> <p>困っている市民の要望に親身になって対応しようとする姿勢が必要だと思えます。</p> <p>制度の不公平さに怒りと憤りを感じました。せつかく良い制度があるのに本当に必要な人に必要な時に利用できないなんておかしいです。</p> <p>市長もそう思いませんか？ 不妊治療開始の時期と事情は各家庭それぞれで違います。</p> <p>不妊なら、治療を急ぐのは当たり前です。卵子は老化するのですから！</p> <p>私達のような場合も申請ができるように、治療日も申請日もどちらも当てはまるような条件に変更して下さい。</p> <p>この様な場合でも本当に本当に申請できませんか！？</p> <p>女性として子供を産みたい。 日本人として人口を増やしていかなければ。 そう思っています。 直接、声で市長にうったえたい！ 女性市長だからそこ期待しています。 お電話お待ちしております。 よろしくお願ひします。</p> | <p>島田市では、出生率の向上や定住人口の拡大を図り、少子化対策を推進するため、静岡県特定不妊治療費助成制度と併せて不妊治療費の助成を行っております。島田市の不妊治療助成制度には、「一般不妊治療費助成制度」、「特定不妊治療費助成制度」及び「不育症治療費助成制度」があり、それぞれ助成対象となる条件を定めております。より多くの市民の皆様に公平に助成してまいりたいと考えておりますが、予算が限られているため、いくつかの条件を定めることが必要となります。こうしたことから、島田市では交付要綱を制定し、その規定に基づいて助成をさせていただきます。</p> <p>今回お問合せいただきました「特定不妊治療費助成制度」につきましては、所得制限や年齢制限、居住条件等の要件を全て満たす者が、助成の対象となっております。</p> <p>したがいまして、島田市に転入されて1年未満に行った治療については、助成の対象外となります。しかし、静岡県特定不妊治療費助成制度につきましては、島田市での居住の期間に関係なく、静岡県民であれば助成を受けることができますので、是非、御活用いただきたいと思います。</p> <p>なお、島田市の特定不妊治療助成制度は、貴重な市税を財源とした市の単独助成事業であり、今後も市民の皆様に適正に御利用いただき、良い結果につなげていただく制度としていく必要があると考えておりますので、今回いただいた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p> | × | 健康づくり課 34-3282 |
|---|-----|-----------------------------|--|---|---|-------------------|

| | | | | | | |
|---|-----|------------------------|---|---|---|------------------|
| 6 | 手紙 | 梅雨時、寒暖の差が大きい時期の冷暖房について | <p>日頃より、島田市民の為にありがとうございます。今朝も安心して市役所での手続きをさせていただいております。</p> <p>今朝は、湿度が異常に高く、待っている間も少し不快を感じました。</p> <p>窓口には高齢の方や、少し体調のお悪い方なども多くおみえになると思います。</p> <p>ききすぎる冷房も困りものですが、その日、その日に適度な湿度が保てるよう、温度調整していただきましたら大変ありがたく思います。</p> <p>今後も、市長様のお体を大切にされ、益々のご活躍をお祈り申し上げます。</p> | <p>市役所庁舎内の冷暖房につきましては、夏は室温28度、冬は室温20度を目安にしております。</p> <p>これは、地球温暖化防止や節電への取組として、市の定める「島田市地球温暖化対策実行計画及びエコアクション21」や、環境省の推奨する「オフィスでできる節電アクション」などに基づいて設定しているものです。</p> <p>このため、夏の冷房時につきましては、室温28度を超える日が増える7月から庁舎内の冷房を実施しているところです。</p> <p>ただし、〇〇様がお越しいただいた日のように、6月も中旬を過ぎますと、室内の温度や湿度が高くなる日もあることから、その対策として、庁舎の中庭の上部に遮光ネットを設置して直射日光を遮ったり、執務室の窓の開け方を工夫して、上手に風を入れるなど、少しでも暑さや湿気が和らぐよう、職員一同取り組んでおります。</p> | ○ | 資産活用課 36-7169 |
| 7 | メール | コミュニティバスについて | <p>首題の件にて来期のコミュニティバス時間等について要望いたします。</p> <p>なごみの里にて長寿介護課等主催の健康講座等の企画開催については御礼申し上げます。</p> <p>高齢者参加者のアクセスについて問題の提起です。</p> <p>自家用車の運転が出来ない人、運転免許書を返納している方が年々増えています。</p> <p>午前の部の開催は10時00分から12時00分 午後の部は13時00分から15時00分です</p> <p>市のコミュニティバスの時間はこの時間帯に無視されています。例として記します。午後の部は島田駅行が14時35分です。次が17時25分です。講座の途中で帰らなければなりません。参加者から不満があります。全体を見直してみてください。健康長寿の町づくりはアクセスです。</p> | <p>コミュニティバスの運行は、多くの皆様に御利用いただけるよう、時刻の設定や車両の配置をしています。</p> <p>バスを利用したい時間は利用者によって様々であり、公共交通として、全ての皆様の要望を実現することは大変困難であります。運行時刻のひとつを変更することで、島田市で運行する全てのバス路線の時刻設定や車両の配置にまで影響を及ぼす可能性があるだけでなく、利用者が多い時間帯の運行が確保できなくなることも考えられます。この点について何とぞ御理解いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、御提起いただきました高齢者の移動手段の確保については、バス対策だけでなく高齢者対策や福祉施策など、幅広い視点から対応できるよう検討しております。</p> <p>また、例示いただきました老人福祉センター伊太なごみの里における高齢者向けの講座につきましては、受講者の皆様に受講に際しての交通手段を含め、講座全般についての御意見を伺い、今後の講座の開催方法等を検討してまいりたいと考えております。</p> | × | 生活安心課 36-7144 |